○神河町事後審査型条件付一般競争入札実施要領

|  |
| --- |
| (平成21年10月13日要領第6号) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| |  |  | | --- | --- | | 改正 | 26年7月14日要領第5号 | |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の5及び第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札に関し、法令に別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　事後審査型条件付一般競争入札とは、入札前に行う入札参加資格(以下「資格」という。)の確認申請手続を省略し、当該入札の資格要件に該当する入札参加希望者が入札公告により開札後に有効となる入札の最低価格入札者から順に資格確認を行い、及び適格者を落札決定する事後審査型の入札をいう。

(対象工事)

第3条　事後審査型一般競争入札の対象は、入札に付する設計金額5,000万円以上の建設工事のうち、神河町入札参加者審査委員会(以下「審査委員会」という。)に諮り決定したもの(以下「当該工事」という。)とする。

(入札参加者の資格要件)

第4条　自治令第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することはできないものとする。

(1)　神河町建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されていない者

(2)　神河町指名停止措置基準に基づく指名停止を受けている者(開札後であっても、第17条で規定する落札候補者が落札決定されるまでの間この号で定める指名停止、入札参加資格を失う。)

(3)　手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

(4)　当該工事の入札(開札)日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者

(5)　会社更生法(平成14年法律第154号)の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者

(6)　民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生計画決定がされていない者

(7)　当該工事に係る設計図書等を入札公告で定めた期間内に購入しなかった者

2　前項の規定のほか、自治令第167条の5及び第167条の5の2の規定により、当該入札に参加する者に必要な資格要件を定めた場合は、当該資格要件を有する者でなければ、当該入札に参加することはできないものとする。

3　入札参加者は、法人等で権限委任をしている場合には年間委任状にある権限受任者とする。

(入札公告)

第5条　当該工事の入札公告は、神河町公告式条例(平成17年神河町条例第4号)の規定による掲示のほか、神河町ホームページへの掲載により行うものとする。

(設計図書等の有償配布及び閲覧)

第6条　当該工事に係る仕様書、設計図面及び参考図書等(以下「設計図書等」という。)は、有償にて配布するものとし、配布期間及び配布場所については入札公告で定めるものとする。

2　入札参加者は、設計図書等購入申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、入札公告に定める配布期間内に当該申込書を持参して設計図書等を購入しなければならない。

3　設計図書等の閲覧は、入札公告の日から行うものとし、閲覧期間及び場所については、入札公告で定めるものとする。

(設計図書等に対する質問及び回答)

第7条　設計図書等に対する質問がある場合は、質問書(様式第2号)により、入札公告に定める期限日時までに電子メールで提出するものとする。

2　質問があった場合の回答は、入札公告に定める日に神河町ホームページに掲載する。

(入札保証金)

第8条　入札参加者は、自ら見積り入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する額を、入札保証金として、入札前に町に納付しなければならない。ただし、保証金を免除すると認めた場合はこの限りではない。

2　保証金を免除とした場合は、入札公告に示すものとする。

3　入札保証金を免除した場合において、その落札者が契約締結を辞退したとき又は正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を町に納付しなければならない。

(入札の執行)

第9条　入札は、入札会場において入札書(様式第3号)を持参して行う。

2　入札に代表者の代理人が参加する場合は、当該代表者の権限委任を証する委任状(様式第4号)を入札会場において提出しなければならない。

3　初度の入札において、予定価格に達した入札がないときは、再度の入札を行う。ただし、入札の回数は、2回を限度とする。

4　第2回目の入札において、第15条に規定する落札候補者が決定しなかった場合には不調とし、再度公告入札を行うか、又は、自治令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格を入札した者と随意契約の協議するかを選択するものとする。

(入札書に記載する金額)

第10条　入札参加者は、入札書に記載する金額として、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を加算しない金額を記載することとする。

2　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

(入札金額見積内訳書の提出)

第11条　入札参加者は、当該入札書に記載した金額の内訳として、入札金額見積内訳書(以下「内訳書」という。)を、提出しなければならない。

2　内訳書の様式については、第6条第1項による設計図書等とあわせて配布する。ただし、任意様式とした場合又は別の配布方法とした場合においては、入札公告に定めるものとする。

3　提出された内訳書は返却せず、必要に応じて公表することがある。

(入札の辞退)

第12条　入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、開札日の前日までに入札辞退届(様式第5号)を総務課へ提出しなければならない。

(入札の取り止め等)

第13条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

2　入札公告後、天災等予測できない事情により、入札の競争性及び公平性を保つことが困難と認められるときは、入札の執行を延期し又は取り止めることができる。

(無効となる入札)

第14条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)　入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2)　指定した入札書を使用しない入札

(3)　記名押印を欠く入札

(4)　金額を訂正した入札

(5)　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(6)　内訳書に重大かつ明白な不備がある入札

(7)　入札書の金額と内訳書の金額が異なる入札

(8)　予定価格を入札執行前に公表する事業にあっては、予定価格を超える入札

(9)　最低制限価格を設けた場合、最低制限価格を下回る入札

(10)　金額が0円の入札

(11)　同一入札に対し、同一入札者が一つの封筒に二つ以上の入札書を同封した入札

(12)　設計図書等を入札公告で定めた期間内に購入しなかった者のした入札

(13)　虚偽の入札参加資格確認申請書類を提出した者のした入札

(14)　明らかに連合であると認められる入札

(15)　入札に際し不正を行った者のした入札

(16)　入札公告等の指示に応じない者のした入札

(17)　その他入札に関する条件に違反した入札

(落札候補者の決定)

第15条　予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者から順に落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設けたときは、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者から順に落札候補者とする。

2　落札候補となる同価格の最低価格入札者が2人以上あるときは、くじを引かせ落札候補者を決定する。

3　入札参加者は、前項の規定による落札候補者の決定に異議を申し立てることはできない。

(落札候補者の資格確認等)

第16条　開札後に、落札者とする資格確認を行うため、落札候補者は、入札執行日から起算して土日及び祝日を除く2日以内に、一般競争入札参加資格確認申請書(様式第6号)及び資格要件を満たしていることを証する書類(以下「資格確認資料」という。)を、総務課に1部を直接持参により提出しなければならない。ただし、契約担当者が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

2　落札候補者の資格確認は、資格確認資料が提出された日から起算して土日及び祝日を除く3日以内に行い、第17条第1項又は第18条第1項の規定により通知するものとする。ただし、資格内容に疑義が生じた場合は、この限りでない。

3　落札者が決定した場合は、次の順位以降の者について資格確認は行わない。

4　落札候補者が正当な理由がなく期限内に資格確認資料を提出しないとき又は契約担当者の指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失うものとする。

5　落札候補者が資格を有しないと認められた場合は、その者のした入札は無効とし、及び次の順位の者を落札候補者として第1項による資格確認資料の提出を求め資格確認を行うものとし、落札者の決定まで同様に繰り返すものとする。

6　落札候補者から提出された資格確認資料は、返還しないものとする。

7　落札候補者が、資格確認資料に故意に虚偽の記載等をした場合、神河町指名停止基準に基づく指名停止措置を講ずるものとする。

(落札者への通知及び契約手続)

第17条　落札候補者の資格確認の結果、適格と認められ落札者として決定されたときは、落札者に対し電話により通知するものとする。

2　落札者は、原則として前項による通知を受けた日に、契約に必要な書類等を総務課から直接受領して契約手続を行わなければならない。

(不適格者への通知及び理由説明)

第18条　落札候補者が資格を有しないと認められた場合には、当該落札候補者に対して、一般競争入札参加資格不適格通知書(様式第7号)により通知するものとする。

2　前項の規定により通知を受けた者(以下「不適格者」という。)のうち異議ある者は、町長に説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合は、前項の通知の日から起算して土日及び祝日を除く3日以内に、総務課に書面を持参して行わなければならない。

3　前項の説明を求められたときは、書面をもって回答するものとする。

(契約の締結)

第19条　落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約(神河町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年神河町条例第49号)第2条に規定する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。)を締結しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2　落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

3　落札者が契約の締結を辞退又は正当な理由がなく期間内に契約を締結しないときは、入札参加資格の抹消又は指名停止等の措置を講ずるものとし、第8条第3項に規定する違約金を町に納付しなければならない。

4　第1項に規定する契約締結日は、第19条第1項による通知をした日から起算して土日及び祝日を除く4日後を標準とする。

(契約の保証)

第20条　落札者は、当該建設工事請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1)　当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

(2)　当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3)　当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4)　契約保証金の納付

(5)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の100分の10以上としなければならない。

3　第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立て)

第21条　入札参加者は、入札後、入札公告及び設計図書等についての疑義又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札結果等の公表)

第22条　落札者の決定後、次の各号に定める事項について公表するものとする。ただし、第2号については、該当があった場合に限り公表するものとする。

(1)　当該入札に係る開札結果表

(2)　入札参加資格がないと認めた落札候補者及びその理由

2　前項の公表は、総務課においての閲覧方式及び神河町ホームページの掲載により行うものとする。

(共同企業体の取扱い)

第23条　共同企業体に発注する場合は、神河町建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成21年神河町要綱第8号)に基づき行うものとし、事後審査型条件付一般競争入札には適用しないものとする。

(補則)

第24条　この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係部署と協議し、その都度定めるものとする。

附　則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附　則(平成26年7月14日要領第5号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この要領は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

設計図書等購入申込書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

質問書

[別紙参照]

様式第3号(第9条関係)

入札書

[別紙参照]

様式第4号(第9条関係)

委任状

[別紙参照]

様式第5号(第12条関係)

入札辞退届

[別紙参照]

様式第6号(第18条関係)

一般競争入札参加資格確認申請書

[別紙参照]

様式第7号(第20条関係)

一般競争入札参加資格不適格通知書

[別紙参照]